

地域密着型特別介護老人ホーム ふじみのさと

令和6年8月1日より適用

要介護	負担段階	日 額							月 額		介護職員等処遇改善加算Ⅰ⑦(31日)注2	地域区分7級地(31日)注2	31日の合計	2割負担	3割負担				
		基本料金①	日常生活継続支援加算②注1	夜勤職員配置加算Ⅱイ③注3	看護体制加算Ⅰイ④	栄養マネジメント強化加算⑤	食 費	居住費	貴重品管理料	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)⑥									
1	第1段階	¥682											¥396	¥68,199					
	第2段階																¥300	¥880	
	第3段階①																¥390	¥880	
	第3段階②																¥650	¥1,370	
	第4段階																¥1,360	¥1,370	
2	第1段階	¥753											¥396	¥140,460	¥169,078	¥197,696			
	第2段階																¥300	¥880	
	第3段階①																¥390	¥880	
	第3段階②																¥650	¥1,370	
	第4段階																¥1,360	¥1,370	
3	第1段階	¥828	¥46	¥46	¥12	¥11							¥3,000	¥50	¥4,100	¥468	¥73,431		
	第2段階																	¥300	¥880
	第3段階①																	¥390	¥880
	第3段階②																	¥650	¥1,370
	第4段階																	¥1,360	¥1,370
4	第1段階	¥901												¥4,416	¥504	¥102,086			
	第2段階																	¥300	¥880
	第3段階①																	¥390	¥880
	第3段階②																	¥650	¥1,370
	第4段階																	¥1,360	¥1,370
5	第1段階	¥971												¥4,720	¥539	¥126,605			
	第2段階																	¥300	¥880
	第3段階①																	¥390	¥880
	第3段階②																	¥650	¥1,370
	第4段階																	¥1,360	¥1,370

第1段階対象者：生活保護受給者、市町村民税が世帯全員が非課税であり高齢福祉年金受給者 預貯金額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方対象。

■ は、介護保険適用外

第2段階対象者：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以下の方。預貯金等が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の方対象。

第3段階対象者①：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が80万円以上120万円以下の方。預貯金等が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の方対象。

第3段階対象者②：市町村民税が世帯全員が非課税であり課税年金収入等が120万円超の方。預貯金等が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の方対象。

第4段階対象者：世帯及び本人（配偶者含む）が市町村民税を課税されている方 ※入居者が非課税であっても ①配偶者が課税されている場合 ②世帯分離されていても配偶者が課税の場合は対象外です。

※介護保険負担割合証により自己負担額は1割または2割負担、3割負担となります。

注1 日常生活継続支援加算を算定しない時には、サービス提供体制加算Ⅰ（22円/日）が算定されます。

日常生活継続支援加算とサービス提供体制加算Ⅰは、同時に算定する事が出来ないため、どちらか一方が算定されます。

注2 介護職員処遇改善加算Ⅰ及び地域区分7級地及び特定処遇改善加算Ⅰの金額は、利用日数等によって変わってきます。

介護職員処遇改善加算Ⅰ⑦は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤)×利用日数+⑥}×140/1000】で算定されます。

地域区分7級地は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤)×利用日数+⑥+⑦+⑧+⑨}×14/1000】で算定されます。

初期加算：入居された日から30日以内の期間について30円/日。30日を超える入院後、退院され施設に戻られた場合も同様に30円/日。

安全対策体制加算：外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている時に、入居時のみに20円/月。

注3 登録喀痰吸引等事業者として県へ登録した場合には、夜勤職員配置加算Ⅳイ（61円/日）が算定されます。

夜勤職員配置加算Ⅱイと夜勤職員配置加算Ⅳイは、同時に算定する事が出来ないため、どちらか一方で算定されます。

※その他の加算（算定要件を満たし際は、算定させていただきます）

看取り介護加算（Ⅰ）：施設で看取りを行った場合には、死亡日以前31～45日までは72円、4～30日までは144円、前日・前々日は680円、当日には1,280円となります。

（但し、死亡前45日を限度として死亡月に加算されます）

療養食加算：医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供した場合には、1回6円（3食18円/日）

口腔衛生管理加算（Ⅰ）：個別に、月2回以上の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを行った場合には、90円/月

*1ヶ月の利用料は、日割りの為、月によって変動があります。

*医療費・薬代は実費。

*個人で居室等で使用される電化製品利用管理料（テレビ、電気毛布、ラジオ等）1製品につき50円/日（電池使用は除く、消費電力の多い物は要相談）。

*散髪代は、2000円/回（実施は2か月に1回）

*おむつ代は上記利用料に含まれております。